

## 第9回首都圏政策研究会 要旨

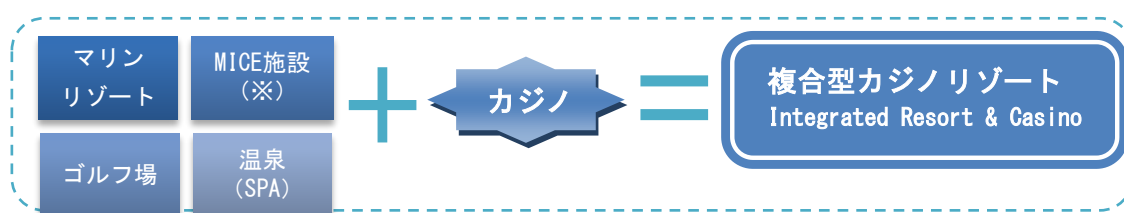
### 「日本におけるカジノを含むIR構想について」

平成24年6月28日(木)

講師：(株)国際カジノ研究所 所長 木曾崇氏

#### ① IRとは

- a IR (Integrated Resort & Casino、複合型カジノリゾート) とは、地域における様々な観光資源とカジノを複合開発し、機能補完させることで成立するリゾート施設のことである。



- b IR は、次のような機能補完の役割をもち、地域の持つ様々な課題を解決する。

- (a) 収益性の低い観光資源を収益性の高いカジノで補完

…稼働率が低く、儲からないマリンリゾートや温泉地などにカジノを設置し、収益性補完。展示施設などは儲からないが、まちにとって必要な機能なので公金を投入している。併設するカジノによって収益を補填し、公共物に公金投入せず、民間の投資に振り替えることができる。

- (b) 季節、時間によって激しく需要変動する観光資源を、カジノ施設需要で補完

…沖縄や北海道など、季節による需要変動が大きい地にカジノ導入。観光はシーズナルビジネスであり、長期休暇に需要が一極集中している。固定費用を抱える企業としては、需要を平準化したい。オフシーズンに客を呼ぶため、IR を導入する。

- c IR の利点は、全天候型であり、365日24時間の施設。施設内観光のため、天候に左右されない点にある。

#### ②世界のIRーシンガポールの事例

- a シンガポールの例では、次のように迅速に導入され、成功例といえる。

2005年：カジノ合法化を閣議決定

2010年：2つのIRを開業

⇒・The Marina Bay Sands (マリーナベイ) …臨海副都心のような場所。

・Resorts World at Sentosa (セントーサ島) …沖縄のようなリゾート。

- b 政府は、公共的機能をもつ施設(例：科学技術館や水族館)の併設を義務付け、これ

を入札要件とした。これが I R のよさだ。

c I R の導入によってシンガポールはどう変わったか。開業前 (2009 年) と開業後 (2010 年以降) で比較してみると、次のとおり。

(a) 国際観光客数

2010 年は、前年比 20% アップの 1100 万人となった。2011 年は、前年度比 13% アップの 1300 万人となっている。

(b) 国内ホテル RevPAR (1 客室あたりの平均売上単価)

2009 年から 2010 年で平均 26% アップ。2010 年から 2011 年で平均 15% アップ。

(c) 国際観光客ひとりあたり消費内訳

観光と娯楽分野では、消費額が 25 シンガポールドルから 340 シンガポールドルへ急激に上がった。

### ③日本における I R の導入

a 日本におけるカジノ合法化については、I R 議連の「会長私案」が参考になる。

(a) 合法化の目的：①観光客数を増大し、地域経済の振興を図る。②収益で国の財政に資する。

(b) 合法化の形式：①最大 10 か所に限定。当面の間、2、3 か所に限定。②観光振興効果、経済振興効果を発揮できる可能性の高い地域を優先。

b I R 誘致のためには、次の 3 つの条件が重要だ。ポイントは、行政区分を超えた広域観光連携にある。地域との連携なくして I R を導入すべきでない。

(a) 地域の広域観光交通体系の整理

(b) 地域観光資源の整理 (テーマ別観光ルートやゾーンの策定)

(c) 地域一体的な観光プロモーションの確立

c I R 誘致には次のような要素が重要だ。すなわち、複合観光施設であり、行政側が I R 開発の基本要件を定めることが必要。

例) シンガポール政府が定めた I R 入札要件：①開発の基本要件、②用地、③公共施設の建設義務

⇒具体的な要件 (デザイン、色など) は定めていない。行政の仕事は、業者の中からすぐれたものを選ぶだけで、青写真 (パース図) を作ることはない。

d 観光の需要は週末や休日に集中しているので、平日の稼働=MICE が重要になる。

※MICE…会議や学会、スポーツイベントなどを行える施設のこと (例：幕張メッセ)。

Meeting	会議・研修・セミナー	Incentive/Inspection	報奨旅行・視察
Convention	大会・学会・国際会議	Exhibition/Event	展示会・文化イベント・スポーツイベント

e MICEには、次の3要素が必要だ。シンガポールの場合は、これらがすべて揃っている。

(a) 必要十分な施設規模 (MICE 施設&宿泊施設) …会議の後、近隣に宿泊する。

(b) アフターMICE 機能 (周辺観光&商業施設) …終わった後、観光や食事会等、遊ぶ機能。

(c) 交通便利性 (一次交通&二次交通) …長距離・域内のローカル交通の便がよいこと。

f IRとMICEの親和性は非常によいもので、IR≒MICEといえる。

g カジノはMICE主催者・参加者にとっても非常に利便性の高い施設である。大規模なMICE施設があって、終了後はレジャー・アミューズメント施設であるIRで遊ぶ。さらに、宿泊施設も複合施設化されているので、2次交通の懸念がいない。つまり、お客様の輸送、交通を考えなくてよく、シャトルバスや人員のコスト、労力が必要ない。

日中	イベント→終了	夕方	食事や観光、IRで遊ぶ	夜	すぐ横にあるホテルに宿泊
----	---------	----	-------------	---	--------------

h MICE誘致には次の「新3要素」が重要。すなわち、競争できるための条件であり、ハードパワーではなく都市力そのものといえる。

(a) 人の集積…地域における消費の中心地であること

(b) 情報の集積…地域における情報の集積&発信機能を備えていること

(c) 資本の集積…地域における中心的な金融市場

i 上海やクアラルンプールなどは、新3要素を兼ね備えている都市である。

j 東京が国際都市間競争で戦うためには、金融機能再編・情報発信拠点が必要である。

K 東京にも、国際メディアセンターのような情報発信拠点をつくる必要があるが、公共的機能を入札要件とし、公金を投入せずともIRで義務付ければ民間の資本で公共目的を達成できる。この地域連携の補完関係が前提であり、重要である。

l すでに「アジアヘッドクォーター特区」ということで、国際都市間競争に東京をリエントリーさせる手段として考えられている。東京都が国に申請し、認可されているエリアがある (AHQ 特区)。アジア圏の各企業の中核機能 (営業統括拠点・研究開発拠点など) を東京都に呼び寄せたいという構想である。対象業種は、情報通信、医療・科学、電子・精密機械、金融・証券などになっている。

m 特区エリアは決まったが、中身は決まっていない。規制緩和事項が難航し、ドラステイックな緩和は行われていない。

n より積極的に、地方自治体から圧力をかけていくべき事項がある。例えば、外資金融機関：オフィスレイアウトまで指定され、事務事項に手間・時間がかかるので、これらを緩和するなどの課題が重要だ。

#### ④結論

- a 日本のカジノ合法化は最終局面に至っており、早ければ本年の延長国会に法案提出が行われる。
- b IR 誘致計画の策定には、(1) 都市政策 (2) 広域観光 (3) 複合施設開発 の観点の3要素が必要である。
- c MICE と IR の親和性は非常に高いが、今後の MICE 誘致のためには都市の持つハードパワーだけではなく、ソフトパワーの拡充が不可欠である。
- d 現在東京の取り組む AHQ 特区をベースとしながら、どのように IR 構想と連携するかが大きな論点である。

### 質疑応答

- Q：IR 構想は、国際戦略と地域振興策という2つの側面があるが、これら2つはイメージが違う。どちらのイメージでIR 構想を考えているか。
- A：国も私も、国家戦略と地域振興策の両方を併記している。日本対世界の方が大きいかもしれないが、財政的に衰退している地域の再生も大きなテーマである。また、大きいものが必ずしも良いわけではなく、世界に戦っていけるものが必須ではない。
- Q：カジノ（IR 事業）は、高所得者がいなければ収益が成り立たないのではないか。
- A：世界にはいなくても成立しているモデルがある。もちろん、高所得者（VIP）がいれば収益が増えるため、VIP をどう取り込むかが課題である。収益性を上げるためには、VIP の取り合いを防ぐため、一つのエリアに集中してつくらせないなどの工夫が必要である。
- Q：カジノ構想はいったいどこから出てきたのか。どういう人たちが言いはじめたのか。
- A：下から湧きあがってきたものであって、政治が主導してきたわけではない。全国区でカジノが語られるようになったのは、1999年のお台場カジノ構想（石原都知事）であるが、その前後で、地方の商工会などの市民が中心になって検討し始めたのが最初である。
- Q：カジノは刑法上は賭博や富くじにあたる。競輪や競馬など公営ギャンブルは特別法があり、かつ公法人が主催することで刑法上の違法性が阻却されている。IRは主体が民間となるが、公法人でないと特別法をつくるのは難しいのではないか。
- A：法律的には指摘のとおりで、一番の論議になっている。今回説明したモデルはカジノ議連が私案としているもの。日本では、公が施行者（ゲームの主催者）となり、ゲームのリスクを減らすことで違法性を阻却している。現在のモデルでは、民間主導となり、現行の法律体系では違法性阻却は無理だろう。これを政治主導で乗り越

えると議連は主張しているが、法務省は現行の法体系を大事にするため、そのまま立法するのは難しいため、調整が行われると思う。ただ、民間資本の入札競争は存在している。

Q：カジノの市場規模の試算はどの程度か。

A：確たる数字は出せない。大都市圏一か所が国内市場を独占、もしくは寡占的に占めたとして売上が1兆円を超えることはないだろう。

Q：カジノは観光として日本でなじむか。

A：日本の風土に合わないという意見は常にあるが、やってみないとわからない。例えば、ホテル産業も、東京オリンピック以前は、日本にはなじまないと言われていたが、ほんの50年程度ですっかり定着している。

以上